

学位論文の要旨（論文の内容の要旨）
Summary of the Dissertation (Summary of Dissertation Contents)

氏 名 姜 姫銀
Name

学 位 論 文
Dissertation

論 文 題 目
Dissertation Title

韓国における大学入試政策と「公正性」に関する研究

I. 研究の目的と方法（序章）

本研究は、韓国における大学入試政策（以下「入試政策」）の変遷を「公正性」の観点から検討し、近年の入試政策の韓国的特質を究明することを目的とする。近年、韓国における教育政策には多様な利害集団が影響を与えて、中でも利害関係が最も尖鋭に対立する問題は入試政策と言える。この利害関係の相違の背景に「教育格差」の問題があり、これは「教育の不平等」と類似した概念で用いられる傾向にある。韓国における教育格差は階層間及び地域間格差で論ぜられることが多く、親の社会・経済力と居住地域とが格差を助長する社会構造の問題として指摘される。本研究では、近年の入試改革の背景に内在する問題を診断し、主要な争点及び変遷の流れの特徴を追い、入試政策の決定過程に影響を与える韓国の社会・文化的な要因の抽出に当たった。その際は入試政策を取り巻くマクロな構造や関連政策、利害関係、またそれらの相互作用に注目し、体系的な論の展開のために、現行の入試政策で最も強調されるキーワードである「公正性」を分析視点として用いた。具体的な研究の方法を言えば、これまでの韓国における入試政策の変化の脈略を理解するために先行研究・調査を一瞥し、研究課題の精緻化をはかった。また政策文書やマスコミの報道などから研究課題に関する動向をレビューして、これらにあらわれる多様なキーワードの中から主要な政策の背景をなす要因を選り出した。そして、それをもとに近年の入試政策を概観・分析することを試みた。主に文献研究を中心とするが、現行の入試制度の根幹をなす2018年の入試改革については同年4月から7月までの「入試制度の公論化」期間に行われた「公聴会」や「公開討論会」、「公開シンポジウム」など一部行事にて参与観察したことを踏まえて議論を展開した。

II. 研究の概要

第1章では、韓国の教育制度に抜本的な改革が始まった1945年から、近年の入試政策で常に議論的になる「学生簿総合選考」が導入される直前の2008年までの4期にわたる時期別入試政策・改革の争点と課題を整理し、この時期の入試政策は入試をめぐる国家と大学との間で主導権争いが繰り返されてきたことを明らかにした。また政策の変動は教育問題を議論するときや政権交代の度に大衆的な方案に偏重し、一貫性に欠けたものであったことも確認した。その結果、高校の教育課程は正常に機能できなくなり、私教育を助長し、それが拡大する中で階層・地域間の教育格差を生み出した。以後、格差の問題は入試改革で排除できない要因になるが、「入学査定官制度」が導入される前のこの時期にはその解法を「教育機会の平等」に求めている。

第2章では、格差と「公正性」の問題を浮き彫りにした「入学査定官制度」（現行の「学生簿総合選考」）に注目しながら、各政府の関連政策を比較・検討した。李明博政府（2008～2013）で展開した同制度では「学生簿」の活用が入試選考の複雑化をもたらして評価の「公正性」（透明性）問題を引き起こすと同時に私教育の拡大と公教育の信頼性の低下という結果を生み、教育格差を拡大した。続く朴槿恵政府（2013～2017）はこれに対応するために入試選考の「簡素化」政策を推進し、教育格差の是正策として中等教育段階の「公教育の正常化」と私教育の軽減をはかった。同時に「高校教育正常化支援事業」名目のもと、財政支援をもって大学の入試運用へ規制を施した。「進歩」系政権である文在寅政府（2017～2022）は入試政策でも「進歩」志向を表し、前政権の「学校教育の正常化」・「私教育費の軽減」の路線は受け継ぎながらも、「高校教育寄与大学支援事業」を通して大学への規制をさらに強化した。また社会的な配慮を必要とする受験者を対象に「機会均等選考」を拡大するなど、大学入試におけるさらなる「公正性」の担保を推進した。

第3章では、2017年と2018年の2度にわたる入試改革の試みについて利害関係者間の葛藤の様相に注目しながら整理し、主要な議論の動向を把握した。2017年8月の「2021年度修能改編試案」や2018年8月の「2022年度大学入学制度改編方案及び高校教育革新方向」を検討した結果、「修能中心選考」の資格試験化及び「学生簿中心選考」の拡大を推進した政府の改革意図が、前者の拡大と後者の「公正性」確保のための諸措置を講じるという、世論と政府の折衷の方向へ流れていったことが読み取れた。要するに、世論の積極的な収斂が政府の政策趣旨に背く結果へつながったことが明らかになった。

第4章では、2018年の入試改革について、政策決定過程で行われた「公論化」の一連の過程を分析した。入試政策の公論化は、結局は社会的な合意の導出には至らなかったものの、入試政策に関して広範囲にわたる国家的議論がなされたことに意義を見つけた。ただ、その過程をFishkinのDP (Deliberative Polling) に照らして分析すれば、1) 議題設定の妥当性の問題、2) 人口学的代表性の問題、3) 公論化過程の「公正性」の問題、4) 世論の分裂の問題といった問題点を有し、当初の趣旨に見合う結論には至らなかったことを明らかにし、その主たる原因を利害関係者間の対立に求めた。また公論化の過程で利害関係者間の「公正性」認識の相違が如実にあらわれたことを指摘した。

第5章では、階層間格差の問題に注目して、格差の現状と是正のために講じられた政府政策を分析した。2019年の「大学入試制度公正性強化方案」では、親の経済・社会的地位による階層要因を入試の評価過程から排除するよう求める世論に応じてさまざまな強硬措置が改編策の柱となった。ところが、このような制度改編の方向性は当初文政府が目指した「学生簿総合選考」の拡大、言わば「過程中心の評価」や「学生簿」中心の多面的な評価体系の構築といった「2015改訂教育課程」の評価方針に逆行するものであった。

第6章では、首都圏と非首都圏間の地域間格差の問題とその是正策として講じられた「地域人材」へのアファーマティブ・アクション (Affirmative Action) の諸様相を検討した。「地域人材」が居住地に所在する大学へ進学を希望すれば、緩和した評価基準が適用され、中でも地域拠点国立大学を中心にして医学系列の募集定員の40%以上を「地域人材」で選抜するよう義務化した条項は画期的とも言える。これは非首都圏における地域間格差の現状が反映されたもので、成績最上位レベルの人材が地域に留まるように誘導して優秀人材の首都圏への流出を防止し地域の均衡な発展をはかる、教育政策の範疇を超える措置として展開されるものである。

第7章では、現行の大学入試の中心的な選抜資料である「学生簿」による評価のあり方に注目して、ソウル市内の2つの大学の入試担当者への聞き取り調査の結果と入学者募集要項をもとに、個別大学の事例を通してその実態を明らかにした。両大学の事例を分析した結果、学生簿の評価は教科成績を段階別に評価しつつも最終的に点数化し、教科成績以外の記載事項は定性的に評価して最終的には点数化して順位付けする現状を確認することができた。またこの学生簿の評価には「公正性」の確保が重要課題となり、恣意的な評価にならないよう評価段階別のさまざまな工夫が窺われた。同時に、学生簿中心の選抜類型が拡大することが大学の選抜権の向上につながるとは限らず、実際は政府の諸規制措置と連動する財政支援策の枠組みに影響されていることをも論じた。

第8章では、日本と韓国の近年の入試改革において多様な資質・能力を総合的に評価するための諸政策動向を概観して、入試政策における両国の共通点と相違点を検討した。学力とは何かを問う日本に対して、韓国では入試を取り巻く教育の格差という社会構造の問題が入試政策に強く影響し、その是正のための「公正性」の追求が喫緊の課題になっていることを論じた。

III. 結果と考察（終章）

近年韓国の大学入試政策を検討して得られた結論として、「公正性」の視座からみた入試政策の韓国的特徴は次のようにまとめられる。

第1に、入試政策が各時代における社会の要求に迅速に対応することである。本文で論じた「多様化」と「簡素化」のいずれもその例であるが、短期間で繰り返される政策の変化は学校現場を疲弊させ、評価要素の乱立が私教育を拡大するなどして、格差の拡大から「公正性」の問題を浮き彫りにした。

第2に、大学入試をめぐる利害関係者間の認識の相違と、政府による世論の積極的な収斂である。文政府時代の公論化はその一例であるが、民主的な政策決定の方法としては一定の評価ができるが、その結果は複雑な利害関係ゆえに合理的な認識の合致には至らず、政府が認識する公正な入試と程遠い結果となり限界を認めざるを得ないものであった。

第3に、入試改革が国家・社会の問題に対応する観点から展開されてきたことである。近年の主要な政策は、大学教育の理念や人材像などの変化に応じる教育の問題を解決するより私教育の過熱化による階層間格差と、首都圏と非首都圏地域間の格差のような韓国社会の構造的な課題の解法として講じられてきた。これは入試の伝統的な機能である選抜的・教育的機能よりも社会的機能に偏った政策展開であり、選抜の目的や評価の妥当性のような教育的側面よりも、もっぱら

格差是正の方便として「公正性」を追求する社会的側面に傾注してきたが見て取れる。

最後に、**第4**に、入学者選抜の主体をめぐる国家と大学の主導権争いの様相である。「入学査定官制度」の導入をきっかけに大学こそが入学者選抜の主体であるようにみえたが、近年の「公正性」の追求はこの結論を取り崩している。大学入試における格差是正の政策意図は広く社会の支持を得やすく、「公正性」の担保を謳う入試政策は大学の入学者選抜権を抑制し「自律性」を阻害することへとつながっている。

備考 論文の要旨はA4判用紙を使用し、4,000字以内とする。ただし、英文の場合は1,500語以内とする。

Remark: The summary of the dissertation should be written on A4-size pages and should not exceed 4,000 Japanese characters. When written in English, it should not exceed 1,500 words.